

決算審査特別委員会（本審査）

令和7年11月6日（木） 議場

【総務部】

○高橋委員長 それでは、総務部の本審査に入ります。はい。1番、長渕委員。

○長渕委員 4番、長渕豊です。償却資産の課税標準額は減少していますが、大規模太陽光発電だとかの施設による税額への影響はどうなっているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○資産税係長 税務課資産税係長の媚山です。ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。令和6年度決算時における償却資産の課税標準額は、対前年度2億3741万円減の246億8479万円。固定資産税調定額では対前年度332万4000円減の3億4558万7000円となっております。そのうち、太陽光発電施設の償却資産の課税標準額は対前年度7億504万9000円減の68億7219万1000円。固定資産税調定額では対前年度987万1000円減の9621万1000円となっており、償却資産全体に占める割合は対前年度2.6%減の27.8%という状況となっております。また、太陽光発電施設のうち、施設用地が1万平米を超える大規模太陽光発電施設、いわゆるメガソーラー施設の償却資産の課税標準額は、対前年度10億6576万7000円減の54億253万4000円、固定資産税調定額では対前年度1492万1000円減の7563万5000円となっており、償却資産全体に占める割合は対前年度4.1%減の21.9%となっております。説明は以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形です。同じ質問に対して関連質問させていただきます。ただいまメガソーラー、54億ということで調定額が7500万円というお話し聞きました。これの実際のソーラーパネルの数の推移を教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○資産税係長 税務課資産税係長の媚山です。ただいまの御質問につきまして御説明させていただきます。ソーラーパネルの数の関係につきましては、土地の所有者と実際ソーラーパネルの持っている方が異なったりとかして、なかなか数的なものはちょっと分からないので、まずは課税標準額と固定資産税調定額の推移のほうで説明させていただきたいと思います。令和6年度につきましては先ほど御説明させていただきましたので割愛させていただきます。令和5年度の課税標準額は75億7724万円、固定資産税調定額は1億608万1000円、償却資産全体に占める割合は30.4%、令和4年度の課税標準額は84億3971万2000円、固定資産税調定額は1億1815万6000円、全体に占める割合は33.6%、令和3年度課税標準額は94億9342万6000円、固定資産税調定額は1億3290万8000円、全体に占める割合は38%、令和2年度課税標準額は104億2549万4000円、固定資産税調定額は1億4595万7000円、全体に占める割合は39.4%と、直近5か年では減少傾向にあります。ソーラーパネルの施設、全体は分からぬんですけど、メガソーラー施設の部分についてはある程度数字が把握できましたのでそちらのほうで報告させていただきます。令和6年度課税時点でのメガソーラー施設の総数は18施設、内訳としましては平成26年に2施設、平成27年に2施設、平成28年に5施設、平成29年に1施設、令和元年に5施設、令和2年に3施設、直近6年度間については、メガソーラー施設については建設がなかったので、今、令和6年度課税時点では18施設となっております。説明は以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。令和6年度において18施設あるということですけれども、これ償却資産という部類に入って、事業者が町に対して10万円以上の資産がある場合には、多分報告するっていう部類の課税する税金のところかなと思うんですけども、この18施設から直接、何件あってという報告は、そういう調査は行っていないということでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○資産税係長 直接調査のほうは行ってないんですが、申告のほうは必ずしてもらえるようにはがきや広報等でお知らせ等は行っております。以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、7番、これは私です。顧問顧問弁護委託料についての質問なんですが、告訴されていない案件でも相手側が代理人で弁護士を立てれば、要望書も意見書も簡単な申入れ書についても、補正予算などで新たに弁護委託料を計上するっていう考え方なのか、その辺を教えてください。はい、どうぞ。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。高橋委員長の御質問にお答えいたします。顧問弁護士の委託につきましては、毎年、月額5万1000円、年額61万2000円で契約しております、契約内容として、事案の鑑定と法律の相談に関しては契約の範囲内となっておりますが、それ以外の訴訟その他、裁判上の手続や法律事務につきましては、別途報酬によって処理する契約となっております。普段は主に業務を行う上での法律に関する相談に対応していただいているところですが、今回の代理人につきましては、相手方代理人弁護士からの要望書の内容が訴えの提起を想定させるもので、慎重な対応が必要な事案だったことから委任したものであり、前段に御説明のとおり契約外の内容であることから別途報酬での対応となったところです。説明は以上です。

○高橋委員長 はい。再質問、よろしいでしょうか。例えば顧問弁護士に対して、公営住宅の未納の件、給食費を未納しているとかいろいろなそういう民事的な相談をする場合は、顧問弁護士料の委託料の中に含まれるというふうに考えていいんでしょうか。

○総務係長 そのとおりです。はい。

○高橋委員長 はい、分かりました。この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、11番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。いただいた答弁の中に具体的な対応が停滞している状況であるというふうにあります。このなぜ停滞しているのかということとともに、情報発信のスピードについても、なかなか前もってというところでなくぎりぎりに告知されているような状況も見受けられます。こういったことから、ホームページの更新については抜本的な改革が必要ではないかと考えます。また、その重要性が全職員に対して理解をどのように図っているのかということ及びこのことを踏まえて、改善の作業の目途としていつ頃までにどのような改善を図ろうとしているか、このことについて伺います。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。初めに作業対応が停滞している要因としてでございますけれども、担当係担当課が担う事務事業のうち、令和6年度から7年度にかけて最も優先すべき業務といたしまして、昨年夏の町議選に向けた春先からの選挙事務、そして、その後の解散総選挙、また本年夏の参議院選と11か月の間に3度の選挙事務という非常にタイトな間隔での選挙事務があったところであります。さらに夏の参議院選と並行しまして、5年に1度の国勢調査事務にあたっております、こういった臨時の業務などへの対応に多くの時間を要したことが主な要因となっております。ただ当然組織といたしまして、これらの業

務に並行して取り組むべきところでありますけれども、そのコントロールが及ばず停滞しているのが現状でございます。また、先ほどの情報発信のスピード感というところでございますけれども、ホームページの更新も含めまして、ほぼ毎日、各担当から数ページの情報更新の処理がありますので、担当ごとには必要な情報発信適宜行っているものと考えておりますが、ただいま委員御指摘のとおり、例えばイベントの告知に対して事前の周知のタイミングがどうなのかというところはですね、課題もあるかと思いますので、その部分については改めて職員に周知しながら、できるだけ早い対応に努めてまいりたいと考えております。次に情報発信の重要性が職員全体で共有されていないのかというところでございますけれども、ホームページやSNSの活用につきましては、当然地元だけではなくて、全国的にも効果的に町の魅力の発信につながるものでありますので、結果として地域振興などにつながる可能性のある重要なツールであるという部分については全職員理解しているものと認識しております。部署や業務内容によりましては、その発信頻度が違いますけれども、更新処理の件数の状況で言いますと、令和5年度と令和6年度の更新件数を比較しますと約5倍となっております。これはダイヤルイン導入に伴ってのそれに伴う電話番号情報の更新処理もあったこともありますので単純に比較できるものではありませんが、参考として今年度の上半期の月平均の件数と比較した場合にありますと、令和5年度の月平均の約3倍の更新となつている状況を見ますと、職員の意識改善にもつながっているものと感じております。その上で早急な改善というところでその目途ですけれども、具体的にいつまでということで情報発信の在り方についてはここというゴールがあるというものでは考えておりませんので、具体的な時期ということもこの場でお示しするのはちょっと難しいかなと思いますが、ただ閲覧のしやすさですとか適切な情報発信について、さらに職員の意識を高めていくことと合わせて、各担当において情報発信、情報更新の責任感を持つといった職員の理解の促進については、まずは年内を目途に府内会議などの場を通じて発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。種々、今、答弁をいただきまして、まずホームページの更新にあたるのは総務課が行っているということで、現在よろしいですか。それで言いたいことは、更新と言うかその発信、ライン等の発信については、各部局から寄せられたものを総務課で行っているということですか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。御質問にお答えいたします。まずホームページの部分ですけれども、こちらにつきましては、まずそれぞれの担当課でページを作成しまして、それが申請処理をされると、最終的には総務課のほうに上がってきますので、それを更新処理することでホームページにアップされるという流れになっております。あわせてSNSにつきましても、こちらについては掲載内容を原課のほうからデータで送信された上で、その情報を総務課のほうで、それぞれのSNSに添付して発信するという流れになっております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。そうしますと、先ほど総務課もそういった情報発信以外にも選挙国勢調査等、当然たくさんの仕事を抱えていますし、また、人がなかなか足りないというような情報も耳に入っていますので、例えばですね、そういったホームページの更新、またSNSでの発信等について、一定の基準を設けて各部局ごとに、例えば部長が承認をして各部でアップできるような、そういった体制というのは取れないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。お答えいたします。まずSNSについてですけれども、こちらにつきましては業務の内容によって、例えば最近ですと熊の出没情報とかありますので、そういうものにつきましては、緊急的な情報発信が必要なものについては総務課をかますことで少し時間のロスがあると思いますので、それはキキボウの発信と合わせて、ラインにもリンクしておりますので、キキボウの発信を原課、特定の原課のほうに任せているという内容はありますけれども、基本的には今、総務課を全て通しているというところで、そこで今江口委員御指摘の形についてはですね、まずその情報発信の管理者としては総務課長が担っているところで、必ず町の発信しようとする情報を管理者である我々のほうで一度目を通した上で出したいという流れで今までやってきたところです。その上で原価、管理職の承認を受けて総務課長のほうに送られてくるんですけども、そこでの若干の時間のロスというのは確かにあるところで、そこを処理を一つかませないということは一つの検討材料になるのかなと思うんですが、先ほど言ったように、やはり町として公式の情報をですね、出すに当たって、やはり多くの職員の判断が必要になってくると、ちょっと感覚のズレですか、そういう懸念もありますので、そこはルール化を徹底することで対応できるようになるのか、ちょっと今この場でお答えできませんけれども、検討材料の一つになるかなと考えております。はい。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。更新については理解をいたしました。それからホームページというのは、基本的に町民や一般の方が情報が欲しくて見るというふうな観点で言いますと、直近で数件、ホームページについて町民から指摘をいただいたんですが、例えばですね、今10月からバスの実証実験が始まっています。それで時刻表とか運賃などを見たくて、中標津、バスで検索をかけたところ、古いほうの運賃160円とか、東西線のこれがトップに上がって来て、今の実証実験をやっていますっていうのは3番目か4番目ぐらいに上がってきたというところで、これやはり情報リテラシーと言うかそれがないと、1番上に上がってきたものが正しいと思い込んでしまいかちであったりとか、あと子宮頸がんワクチンについて検索をした方が、中標津、子宮頸がんワクチンで検索をかけたところ、ワクチンを一覧表みたくなってばーっと定期接種しているものが出てきて、その一つ一つにはリンクが張られておらず、子宮頸がんワクチンは定期接種ではありませんので、どこなんだろうと思ってみたら、1番下のほうに子宮頸がんとRSウイルスワクチンの情報があったということで、こういったところも利用者本位の目線で見ていくと、上に病院で実施しているワクチンを全部リンクを張ってからそれぞれのページで各ワクチンの説明をしてあげたほうが、非常に親切ではないかというふうに感じました。さらに現在中標津町には外国人の在住者が大変増えておりまして、町のホームページは英語と中国語が簡体字、繁体字、それからハングルという対応になっていますが、CIRなどは盛んにベトナム語とかキルギス語等で更新をしています。ですので、そういう外国人に合わせて例えばやさしい日本語の翻訳機能をつけてあげるとかというふうな、メタ認知と言うか、町民から見てこの操作性、それから情報は正しく伝わるのか、分かりやすいのかというようなところをどのように確認をしているのか。恐らく自分の部局で上げたものは、全部正しい情報として上げているので、それがでも外部から見たらこういう齟齬が起こっているというところのチェック機能と言うんですかね、そういうところも含めてチェックをしていかないと、何か情報の間違った伝達等が起こってしまうのではないかというところを危惧しますが、このあたりについてはいかがでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。江口委員御指摘いただき

ましたとおり、ホームページの作りの部分につきましては、どのようにページを作るかということで一定の町としての基準と言いますか、目安をこちらのほうで示すことで、全体としての統一感が生まれるということ、また、その見やすさに、こちらのほうで示すことで、見やすさにつながるんではないかという思いがあってその辺を整えた上でですね、具体的に職員への周知を図っていきたいというところではありましたけれども、なかなか現状はそこまで進められておらず停滞しているというこの状況を踏まえますと、まず先ほど御説明しましたように、まず年内を目途にまず基本的な大きな考え方として、まずページの範囲が広い場合については、最新の情報を上に持ってくるですか、そういったもうまでは基本的な統一感を持たせるっていうところからですね、共通認識を持てるような形で周知した上で、ちょっとその先の検討につなげてまいりたいと思いますので御理解をお願いいたします。

○江口委員　はい、分かりました。以上です。

○高橋委員長　はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○武田委員　1番、武田開人です。関連で質問させていただきます。先ほど、ホームページの更新の作業フロー、業務フローについて、担当の部局から上がってきた情報、総務部総務課さんのはうに上がってきた情報についてそれを更新していくというような作業フローで伺いましたが、実際、各担当の部局から総務課のはうへ上がってきたホームページの更新情報について、総務課のはうで何か調整をしたり、例えばそれについての更新を棄却するようなことっていうのはあったんでしょうか。

○高橋委員長　どうぞ。

○総務課長　総務課長吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。内容の確認できる範囲では確認しながら戻したりとか、誤字脱字のところを確認していて、差し戻すといった処理もやっているところですけれども、正直なところもうそこで及ばないところがあったのかなというふうには思っております。以上です。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○武田委員　1番、武田開人です。先ほどの業務フローの説明でいきますと各部局の部長決裁を経た後に総務課の課長が判断してホームページに掲載されているというようなところと伺ったのですが、それであれば各部局の部長の決裁の時点で誤った情報が総務課のはうに到達しているということでしょうか。

○高橋委員長　どうぞ。

○総務課長　お答えいたします。先ほどの提案で部長の職名が出ておりましたけれども、処理としてはですね、各担当のはうから申請を上げたものは各課長職が承認したものがこちらに上がってくるという流れになっておりますので、いずれにしても、各所属の管理職の目は一度通っているということになります。以上でございます。

○高橋委員長　この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、12番、佐久間委員。

○佐久間委員　はい。8番、佐久間ふみ子です。当初の予定より原稿執筆数が少なくなったことにより不用額が生じたとのことです。執筆者数の減少や、また、作業進捗が遅れたこと、及び原稿執筆数が当初想定より少なくなったことの影響の説明をお願いいたします。

○高橋委員長　はい、どうぞ。

○町史編さん室長　町史編さん室長の本間です。ただいま、佐久間委員からの御質問にお答えいたします。作業が進歩遅れたこととか、執筆が当初想定より少なくなったことの影響につきましては特

にございませんけれども、令和6年度中に執筆された原稿のできるだけ校正作業を進める予定でございましたけれども、そこまで到達することができず、今年度、その遅れを取り戻すために体制を整えまして、令和8年3月発行に向けての作業準備を進めているところでございます。あと執筆数につきまして、今回の町史につきましては30年間分をまとめるものであります。年間10件ぐらいの記事を選びまして、30年分で300件ほどの出来事を記事にするということで想定しております。それで令和6年度におきましては、29年分として執筆、先生方にいただきました。こちらのほうで291件原稿作成依頼しましたが、先生方のほうで関連する出来事を統合させたり、二つや三つある出来事を一つにまとめていいかということもありまして、最終的に先生方のほうから上がってきたものがマイナス13件で291件が278件の原稿になったということをございました。今年度、そういういた数も少なくなったこともございましたので、もう一度、令和7年度スタートのときからの出来事について見直ししまして、漏れている出来事がないか精査しまして、それらと合わせて今年度35件分の原稿作成を依頼したところでございます。大体想定した300件あたりの件数にはなるだろうという予想でおります。以上です。

○佐久間委員 はい。以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、14番、平山委員。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。クーリングシェルターとしての指定はしていないという答弁をいただきましたが、予算の説明では活用を想定していると明記されていました。活用に至らなかつた要因について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。平山委員の御質問にお答えいたします。委員がおっしゃるとおり、予算説明においてクーリングシェルターと表現させていただいたところですが、今年度の予算審査特別委員会などでも御説明させていただいたとおり、想定としては職員や手続等に来られた来庁者を対象とし、熱中症特別警戒情報が発表された際の指定暑熱避難施設としてのクーリングシェルターとして避難者を呼び込む形での開放を想定したものではないため、いわゆるクーリングシェルターとしての活用はなかつたところです。また、環境省より指定暑熱避難施設の指定設定に関する手引きが発出され、指定暑熱避難施設の基準などが示されたことから、改めて暑熱避難施設と表記したところです。説明は以上です。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。再質問させていただきます。指標があったんですけど、それは基準に満たない、気温がそこまで上がらないから指定しなかつたということでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 はい。総務課長の吉田です。予算の説明資料におきましても、確かにクーリングシェルターというフレーズで記載させていただいて説明もさせていただいておりましたが、あくまでも来庁されている方、手続等で来られている方の一時退避場所、また職員の休憩場所といった形での活用を想定するという意味で、当時の予算の説明資料の中にもですね、そういったクーリングシェルターというフレーズとともに、職員とか来庁者の対応に活用を想定ということでは書かせていただいておりまして、こちらの提案している我々の感覚としてはですね、そういった意図での説明をさせていただいていたところであります。その上で、先ほどの指定暑熱避難施設ですけれども、昨年、国の方からもその設置基準が示された中ではですね、まずはアラートが発せられたときに開放で

きること、あわせてその上で来られた方に快適な環境を提供できることという二つの要件があつたかと思いますけれども、役場の場合ですと、設備は持っておりますので対応できるものの、会議室など基本的な行政の業務として活用する場面がありますので、常にアラートが発せられたときに開放できるかと言うとそういうものではないという意味合いからも、指定という意味での施設にはならないということありますので、いわゆるクリーリングシェルターという大きなくくりの中で、暑熱避難施設というくくりがありまして、その上でさらに先ほどの二つの要件を満たしたときに、指定が頭につくんですけれども、そこまではならないという整理からですね、改めて今回の答弁の内容では、暑熱避難施設ということで言葉のほうを整理させていただいたというところでございます。以上です。

○平山委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。ただいまの答弁につきまして、例えば3階の委員会室、ここも避難施設になっているというふうに思いますが、常時冷房が効いているわけではないので、町民の方が避難したいと思っても急に涼しい部屋に行けるわけではないので、現実的には職員の休憩と言うか暑いときのちょっと涼しくなる場所としての活用の意味合いのほうが大きいのかなというふうに感じています。それで8月に芽室町役場に視察に行きました折、同じように2階のロビーのようなところに涼しいスポットを作っていて、そこには各課からパソコンですとか書類を持ち込んでも、自分の席ではちょっと暑いというような方がそこで快適に仕事をされているような実態も見てきました、職員の皆さんとしては役場の場所によってはとても暑いところがあるというふうに聞いているので、そのような利用の仕方というのは考えられないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。御質問の中にありました委員会室の活用ですけれども、委員がおっしゃられますように職員の休憩に活用させていただく場面もありましたが、実際のところ多くはですね、お客様を招いての会議ですか、そういったときに通常の会議室を予約してはいたものの、気温に応じて委員会室が空いている場合にそこを活用させていただくと、職員も当然、負担軽減になりますし、来庁された方々の負担軽減にもなるということで、主に委員会室についてはそういう活用させていただいたところです。それから芽室町のお話もありましたけれども、確かにそういった休憩場所でも業務ができる環境であれば、そこは活用することは全く問題ないかなと思いますけれども、主にやはり業務端末での業務が主になってきますので、その環境がもう整った先にはですね、といった活用も視野に入れてまいりたいと思います。はい。以上です。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。ないですね。はい、なければ、15番。これは私です。公用車の管理経費について質問させていただいています。職員の自家用車使用の実態と公用車の担当職員のどうも考えが乖離しているように、認識が乖離するように思えてちょっと心配しています。特に緊急の住民対応に対する自家用車の使用は過去からの課題でもあったわけで、公用車が使用できない場合、やむを得ないケースもあると思うんです。最近の住民のいろいろな対応については緊急性のこともありますので、公用車がないから行きませんとはやっぱりいけないような場面もあると思うんです。自家用車の使用の事故対応についてもルール化すべきじゃないかと思うのと、職員に対して自家用車使用の実態と合わせて、現在の公用車の活用の実態調査、アンケートでもいいんですけど、車種だとか台数について、またニーズも含めて

実施すべきではないかと思うんですけどいかがでしょうか。どうぞ。

○契約用度係長 契約用度係長の山田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答え申し上げます。自家用車の使用ということですが、公用車を使用することが業務上の前提であると考えておるため、基本的に自家用車を使用するケースは想定していないというのが現状です。そのため自家用車が業務に利用されているか否かを確認する仕組みは、今のところ設けておりません。公用車の運行管理については、車両の種類によって責任範囲が定められており、集中管理車の場合は財政課長、専用公用車の場合は各所管課長が管理責任を担っております。それぞれの管理者においては適切な運行状況の把握と管理を徹底しており、公用車が足りない場合には他の部署から車両を借りるなどの調整を行っております。こうした調整を行ってもなお業務に支障が生じるほど車両が不足しているのであれば、必要な車両の調整や新規導入について速やかに検討して対応してまいります。なお、実態の把握という点では、毎年予算要求の時期に先立ち新規購入やリースの希望調査を実施しております。これにより集中管理車をはじめ、業務上日常的に車両不足の状況にあれば必要な車両に関する希望を申し出る機会が設けられており、委員長御指摘のアンケートの役割を果たしているものと考えます。いずれにしましても、財政運営の観点からも、現行の車両を最大限効率的に活用することを第1に引き続き各車両の運用状況を分析しまして、それでもなお車両が不足すると判断される場合には、新規導入や配置転換など必要に応じて対応してまいります。以上です。

○高橋委員長 はい、分かりました。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ17番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。大学交流推進事業ということで質問させていただきます。答弁の中で、学生ですね、対象ですね、これが限られているのであるならば、事前に内諾を得て予算措置をしていくべきではなかったのかなというふうに思います。また、この学生の調整がつかなかつた要因について教えてください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○企画調整係長 政策推進課企画調整係長の伊與部です。ただいまの宗形委員の御質問にお答えを申し上げます。御指摘いただきました中標津町大学交流補助金、こちらにつきましては、大学などとの連携によるまちの活性化や大学等との関係構築を目的として、令和6年度から新たに創設させていただいた補助金の制度でございます。対象となる大学などにつきましては各年度によって異なることになりますし、令和6年度の補助対象者につきましては、令和5年度に大学交流推進事業、こちらを活用して地域の課題研究等を行った大学など及び大学生に限られているところではございましたけれども、補助金制度の趣旨そのものといたしましては、特定の大学のみを想定しているところではございません。その上でございますが、令和6年度予算の計上にあたって事前に内諾を得るべきではなかったのではないかといった御指摘、こちらにつきましては対象となる大学側に対し、令和6年度における制度創設を検討している旨は伝えてございまして、活用の意向希望については確認をしていたところではございます。ただ、それでもなおですね、令和6年度において補助金活用に至らなかった要因でございますが、こちら大学側にも確認を取ってございまして、大きく分けて二つあったと確認をしてございます。1点目でございますが、先ほど申し上げたように令和6年度に新たに創設させていただいた制度でございますので、令和5年度に大学生等が提案発表を行った時点、こちらの時点ではですね、補助金創設の話はなかったことになりますので、大学生自身が次の年度に向けて提案発表を実現する準備が十分にできていなかった点があったのではないかといった点。もう1点目がですね、補助金活用に向けて窓口となる一大学と調整をしておりましたが、この令和5年度に行った地域の課題研究発表につきましては、全国から六つの大学が合同

で行っていただいたものでございまして、令和6年度に補助金活用に向けて、再度、六つの大学が集まっていますね、補助金を活用する提案を調整することが結果難しかったことがあるというふうにお伺いしてございます。この点について改善策でございますけれども、1度目の答弁書でもお答えはしてございますが、地域の課題研究発表を行う段階からですね、大学大学生等に次年度に活用可能な当補助金の周知を行うといったことをですね、運用面において改善を図っているところでございます。説明は以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。改善が出ているということで、令和6年が初年度だったということもあるのかなというふうに思いますので、翌年度からもし実行されるんであれば、引き続き頑張っていただきたいなと思います。次の質問だったんですけども、この事業に対して食糧費が2万円ほど計上されています。これ令和6年度予算では計上されていなくて予算の説明資料にも計上されていなかったものです。これはどういう経緯で、なぜ計上される結果となったのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○企画調整係長 政策推進課企画調整係長の伊與部でございます。ただいまの宗形委員の再質問にお答えを申し上げます。食糧費についてでございますけれども、こちらにつきましては活用したものについてはですね、大学交流推進事業の取組の一環で行ってございました法政大学との連携事業に係るものでございまして、令和6年9月に若者まちづくりフォーラムといったものを開催をしてございまして、こちらに法政大学学生がゲストで参加をいただいてですね、当地域の高校生若者と法政大学の学生たちの間で、中標津町が若者に選ばれる地域になるためにはどうしたらいいかといったことをグループワーク等で話し合っていただいたものとなってございます。こちら若者まちづくりフォーラム自体はもともと予算を措置させていただきまして開催を予定していたものでございますけれども、法政大学がこちらにゲスト参加するにあたってですね、こちらもともと予定をしていなかったところもございまして、急遽、ちょっとこちらで弁当をですね、開催スケジュールの都合上、弁当が必要になってしまったところもございましたので、臨時的にちょっと対応させていただいたといったところでございます。説明は以上でございます。

○宗形委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、18番、宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。ふるさと納税推進事業ということで、広告の部分だったんですけども、当初450万予算計上されております。使用した額が190万ですね。190万3403円ということですが、不用額が252万6197円ということで、ほとんどが不用額になって半分以上が不用額になってしまったということですけども、実際他の自治体とかもやっぱり売上げてあるところを見ますと、やっぱり広告をやっぱり重視してやっております。ここに書かれてあるとおり総務省の50%、半分の100分の50ですね。に金額に該当するということで、それに圧縮されちゃったのかなと思うんですけども、これまであれですね、できなかつた事業について、何があったのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹の佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。広告につきましては、各種有効な手段を取ってきたところでございます。月ごと、半期ごとの寄附金額、経費率を勘案しながらターゲットを絞り込み、寄附募集に有効な手段、政策

キーワードの設定、単価設定により実施してまいりました。特にRPP広告、楽天プロモーションプラットフォーム、こちらにつきましては人気のキーワードにつきまして単価が高く、トップページ上位への表示や表示回数に訴求させるためには広告費がかかる、費用が上昇するため、低単価で有効な検索キーワードを活用することがカギとなっております。定期的にクリック数、設定返礼品数、検索キーワード等の設定を見極めながら有効な広告費運用に努めてまいりました。決算不用額となった広告費につきましては、寄附額に対する経費率から執行可能額を見極めまして運用していることから、今後は寄附額増加に寄与する広告の運用ができるよう、各ポータルサイトのイベント参加によるシティープロモーションの実施、寄附額の設定、経費率の適正化をさらに進め、広告経費が捻出できるよう事業を進めていきたいと思っております。広告費の不用できなかつたことというよりは、単価設定ですか回数の設定によって行ってきたということになりますので、できなかつたことは特になかったというようなことであります。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。ちょっとシステムが余り僕もよく分かっていなかったなというのがあるんですけども、寄附額が多ければ、それはパーセンテージによって、こういった会社に支払わなければならなかつたというような予算付けされているんですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。経費率につきましては、基本的に寄附額の何%というような形で設定をしておりまして、広告費につきましては大体一般的に比率として見ていく率としましては、目安としては約1%になりますので、寄附額を見ながら1%の広告費が充てられるような額を設定しているというところでございます。以上でございます。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。1%を目途にと言うことでしたけども、目標の3億円を突破したとして、それならもとの予算どおり支払っていくっていうような形になつてしまふのかなというふうには思うんですけども、それは会社の支払う1%を目途にって言う目標で支払っているかなと思うんですけども、結局これは予算付けされているものですし、他の町を見るとやっぱり不用額として落としてしまった部分は、やっぱり町としてしっかり広告していくないと物は売れていかないと思うんです。そのルールは分かるんですけども、違うところでふるさと納税の経費として運用ということはできなかつたんでしょうか。

○高橋委員長 ちょっと待って。答弁する職員の皆さんにお願いがあるんですが、マイクを自分の顔のほうに向けていただけますか。はい。よろしくお願いします。どうぞ。はい、どうぞ。

○政策推進課主幹 政策推進課主幹佐藤でございます。ただいまの宗形委員の御質問にお答えさせていただきます。総務省で示す経費率100分の50、こちらのほうは全体の寄附募集に係る経費、全てにおいて計算したものが50%の範囲内で収めるというようなシステムになっておりますので、こちら50%を超えないような経費率で運用しているところでございます。当町につきましてはポータルサイトの掲載手数料、返礼品の商品代金、募集経費、決済の手数料、送料、先ほどの広告費に含め我々の事務経費、こちらも経費率の中の50%の範囲に収めることになっておりますので、全体経費を見極めながら広告費にかけられる金額を先ほどの月ごと、半月ごと、見極めながらできることを実施してまいりました。ですので、寄附額が実績が増えてくれば、それにかけられる経費っていうのは、それぞれおのおののパーセンテージで上がってきますので、経費率としては変わって

きませんが、全体が額としては増えてきますので、どういうことができるのかっていうところを、その都度見極めながら行っているような状況でございます。それに加えまして今年度、10月からの募集にあたりまして総務省から4自治体ほど、昨年度の経費率の関係から総務省の指定を外された、指定がされなくなった自治体が4自治体ほどありますので、さらなる経費率、こちらの設定の見直しを進めまして基準にのっとった運営をしていかなければ、そもそも中標津町としてふるさと納税が募集できないというような状況になってまいりますので、この辺の経費を遵守しながら進めていかなければいけないということで考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○高橋委員長 よろしいでしょうか。

○宗形委員 最後にいいですか。

○高橋委員 どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。中標津町も昨年までやっぱり苦しい状況で50%超えていたというのも把握しております。何とか今年は50%、何とか総務省の範囲内でやっていくっていうのは把握しているところですけども、パーセンテージも分かるんですけども、先ほど僕が言ったのは金額の話で、それを中標津町としてね、ふるさと納税、しっかり商品を広告してこないことには売れていかないし、中標津って名前が売れていかないと思うんです。そのパーセンテージの話じゃなくて、金額ベースで考えたときに、450万という予算をしっかり使い込めなかつたのかという、先ほどの質問だったんですけども、そのあたりもう一度説明してもらってもいいでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 総務部長板橋でございます。私のほうから答弁させていただきます。ふるさと納税の実績がなかなか本町上がっていない中で、やっぱりその広告の重要性というのは、いろんな場面で議員から御指摘をいただいたところであります。ただ、結果的に1年1年の決算を終えたときに、収入に対しては経費がもう50%ぎりぎりの中でどうしても決算を迎えてるという事実もございまして、その50%の経費を何にどれだけ配分するかというところで広告費にいかに生み出せるかということの御指摘なんだと思いますけども、どうしても本町の主力商品が乳製品であったり、アイスクリームだったりチーズだったりというところでどうしても送料ですとか保冷にかかる経費などという、そういうハンデがあるというのも事実でございまして、その中で、なかなかその全体の50%、見据えたときに広告にかけられる経費というのは、どうしても絞られてくるというの現実でございます。ただ、広告をがっつり打って、結果的にそれに見合う寄附金が決算で伸びれば、総務省の指定は問題ないんですけども、寄附が先か広告が先かという話もあるんですけども、結果的に広告をがっつり打ってもそれが決算に反映しなくて、寄附額が結果的に50%を超えるような結果になったときには、さっき担当からも話ありましたけど、今年度も全国で四つの団体が総務省の指定を削られたという事実もございますので、やっぱりその寄附額と決算のときに50%の範囲内にしっかりと経費が収まっているかというところは、やっぱり常に見据えながら適宜的確な広告を打っているというような状態でございます。ふるさと納税は12月が最後の1番のポイントになりますので、また12月に向けて大がかりな広告でなくとも、効果的な広告というところで中間事業者とも協議しておりますので、そういう観点で引き続き効果的な広告、また必ずしもふるさと納税の経費とは言えない中でこれは単なるまちのプロモーションですよと、そういう上手な経費の使い方っていうのも工夫の余地は多少あるんじゃないかなと思っていますので、そういう観点で引き続き努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、20番、平山委員。

○平山委員 5番、平山光生です。答弁より3件の問合せ中、1件は締切り期日を過ぎたものというございました。その1件の該当の有無と締切日設定の根拠についてまず教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。平山委員の御質問にお答えいたします。まず、締切日の設定ですが、町の既存住宅耐震化事業補助金は国の制度の中から道が採用する枠組みの制度を活用しております。この制度は年度末までに国、道への事業完了実績報告を行うことが求められるものであります。年度末を基準として、国及び道への補助申請手続に要する時間や申請者の耐震化等の適切な工期の確保を考慮し、9月中旬に締切日を定めているものでございます。次に締切日を過ぎた1件につきましては、耐震化補助対象の要件に該当していたものの、御相談いただいた時点で年度末の事業完了に間に合わないことが明らかであったことから、申請手続を翌年度に進めることいたしておりました。しかしながら、今年度において住宅所有者の個人的な事情により、補助金の活用を見送られております。そして、要件に該当しなかった2件の内容につきましては、既存住宅耐震活用補助金は、旧耐震基準である昭和56年5月30日以前に着工されたものが要件とされており、お問合せをいただいた2件の住宅については、この要件を満たしておらず、それぞれ昭和56年6月1日以降に着工された建物であったことから、補助対象外となったものでございます。御説明は以上となります。

○平山委員 委員長。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○平山委員 5番、平山光生です。再質問させていただきます。他の該当2件についても建築年数が該当していないかったというお答えをいただきました。事業未執行が続いている中ですね、耐震化率の目標値っていうのが掲げられていると思うんですけど、その中で国と北海道の補助金を活用して進めていくだけだと、目標値になかなか到達しない可能性が出てくると思うんですが、その辺はこれからどのように考えているのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○防災主幹 防災主幹の天神です。平山委員の御質問につきまして御答弁させていただきます。耐震化のこの事業につきましては、執行は予算を認めていただきましていろいろと説明をして活用をお願いしているところですが、耐震化につきましては基本的には古い住宅が取り壊されて新築が建てられている、そういうことが継続されることによりまして、耐震化率は徐々にではありますが上昇をされるものと考えております。説明は以上でございます。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。質問中ですが、ここで11時10分まで休憩といたします。

(休憩)

○高橋委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。21番、佐久間委員。

○佐久間委員 はい。8番、佐久間ふみ子です。既存住宅耐震化事業補助金についてですが、ホームページ上では理解しやすく整理されたとのことですが、住宅の耐震改修が進まない要因として、所有者の意識や改修費用の高さが挙げられています。具体的に記載例であるとかフローチャート図、また税制のメリットの記載なども必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。佐久間委員の御質問にお答えいたします。まず記載例につきましては、町の既存住宅耐震化事業補助金交付要綱の第7条第3項に、申請前に中標津町と事前相談を行い関係書類の精査、必要な助言、指導等を受けなければならないとの規定がございます。この規定にしたがいまして、補助金申請予定者に対しては適切な助言等を行いながら申請書の作成をサポートしております。そのため申請者が事前相談を得ないで補助金制度を誤解され、補助対象とならない場合でも有料の証明書等を取得して申請してしまう場合など、申請者の不利益になることを防ぐ目的から、具体的な記載例を掲載することを行っておりますが、今後、事前相談が必要な旨を分かりやすく掲載したいと考えております。次にフローチャート図についてですが、申請者の補助金制度の誤解を防ぐ目的から、申請には事前相談を前提としているところでございます。しかしながら、申請予定者が補助対象となるかどうかを分かりやすく知ることができることも重要であると考えますので、それらの表示方法を今後検討してまいります。また、税制メリットに関する情報提供についてですが、これは申請者にとって非常に有益な情報であると考えますことから、こちらもホームページに掲載したいと考えております。以上御指摘いただきました内容を踏まえまして、耐震化事業の情報発信の改善に努めてまいりたいと考えております。御説明は以上となります。

○佐久間委員 はい、以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ23番、これは私の質問です。町たばこ税道交付金について質問させていただきます。答弁書を見ると上納する側と上納される側で意見交換を重ねてきましたとのことで、今後も北海道と北海道町村会で協議要請等を行ってまいりますという、そういう答弁書でした。そして、北海道町村会中央要請の要望書に中央要望のついでにやるんでしょうけど、市町村にとってたばこ税は重要な財源となっているっていうことを前提に、答弁書の1番最後のほうに書いてあるのは、これを読み上げます。本当に上納って言うか、2000万ぐらいのお金があれなので、たばこ税に係る都道府県交付金制度については、人口減少やたばこの値上げ等に伴い地方のたばこ販売店が減少し集約されてきている状況にある中で、課税団体である市町村の財政運営に影響を及ぼさないよう、都道府県への交付基準の見直しなどを検討することが要請の要望書に入っているんです。この記載を見て上納する今的方式をやめてくださいというように理解する方が本当にいるのかなと私は思うんですよ。そして、今年の8月29日付けの北海道新聞の記事で、当時の林官房長官は制度見直しに否定的だと掲載されているんです。私はね、ふるさと納税の泉佐野市のように、国、道を相手に訴訟を起こすべきじゃないかと思うんです。やっている内容っていうのは全く上納方式で、これはどうも本来的なたばこ税とは全くかけ離れた制度じゃないかなと思うんですが、その辺はどのように考えますか。どうぞ。

○総務部長 はい。総務部長の板橋でございます。私の方から御答弁申し上げます。この市町村たばこ税交付金制度でございますけれども、まず委員長の御質問にもございました、8月29日付けの北海道新聞の記事もございました、本件に係る当時の林内閣官房長官の記者会見での発言内容でございますけれども、これにつきまして我々ももちろん承知しているところでございますが改めて発言内容を確認いたしますと、まず制度の見直しを検討するかとの記者からの質問に対しましては、本制度はたばこの消費と税収の帰属に大幅な乖離が生じる事態が生じた経緯を踏まえて、市町村たばこ税の税収偏在の均衡化を図る観点から設けられているものでございまして、政府としては引き続き法律の規定に基づき適切に運用してまいりますと発言されております。また、今後の税制改正のテーマにする可能性はあるかとの質問に対しましては、今後の税制改正のテーマについては一般論として申し上げますと、税制改正について年末に向けて与党の税制改正プロセスにおきまして、地方団体を含む各種団体からの要望等を踏まえつつ、必要に応じ議論されるものと承知をしており

ます。このため、現時点で政府として予断を持ってお答えすることは差し控えさせていただきますと発言されております。令和5年から初めてこの制度が本町適用になって丸3年になるんですけれども、最初のうちは当初の感情的なものも含めて上納という言葉も使われる場面もあったんですが、今、委員長の御質問のとおりですね、直接抗議すべきではというお話でございますけども、現状、地方税法に定められて運用されている以上、国に対して抗議ということにはならないのではないかと考えてございますけれども、前段、答弁書で御答弁申し上げましたとおり、これまで意見交換を重ね、また助言をいただきしております北海道、また北海道町村会と歩調を合わせた対応によりまして、引き続きあらゆる場面を通じて要請活動を行ってまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○高橋委員長 この件について、他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、25番、長渕委員。

○長渕委員 はい。4番、長渕豊です。今、本当に職員の仕事が多様化して複雑化している中の質問です。勤怠アラートの実績というふうになっていますけれども、どのような実績になっているのか。また、人員配置は閑散期での業務量なども考慮しているというふうになっていますが、実際にどのような形で対応しているのか、お聞かせください。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの長渕委員の質問にお答えいたします。まず、勤怠アラートについてですが、これは時間外勤務時間、または時間外勤務時間と休日勤務時間を合算した時間をまず測定しております。そして、これらの値がひと月あたり、数か月平均、1年間などの特定期間において基準値を超えた場合に、当該職員並びにその上司に対して注意喚起することを目的として発出されるものでございます。したがいまして、職員一人に対して別な観点から複数回のアラートが発出される場合もございまして、直接的に回数で評価するということは難しいところではありますけれども、まず人数で申し上げますと、令和6年度にシステム管理された職員計214名のうち、アラートが発出された職員数は55人いたということになってございます。ちなみにですけれども、このうち一定量以上の時間外勤務をした職員については、所属長からその要因等の報告を求め状況の確認を行ったところでございます。次に人員配置についてですけれども、いずれの部署におきましても一定程度は繁忙期と閑散期における業務量の変動が生じるものと考えております。しかしながら、特にその差が大きい部署の場合は、繁忙期において時間外勤務が多くなる傾向にあるということを承知してございます。いずれにしましても、人員配置につきましては業務量の変動のみならず、総合的な見地から実施しておりますので、御理解賜りたいと存じます。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○長渕委員 はい、再質問させていただきます。今、最後に返答があったですね、業務量の状況を見ながら配慮しているよということでありましたけれども、人員配置はどうしてもその忙しい場合に、経験者だとかそういうこれからの中人が勉強するためだとかというふうな形でうまい具合に人員配置ができなければ、どうしてもその部署部署で、部局ごとに仕事が集中してしまって、ひどいことにつながってしまうという事例がよくあります。そんなことで先進的な事例としてでもいいですから、中標津町の役場としてこの辺を考慮して、もっと前向きに、閑散期のときだとか忙しいときに、うまい具合に人員配置ができるような体制、横のつながりをもっとつくればですね、いろんな部分で将来的にメリットも出てくると思いますので、その辺の検討もするべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。ただいまの御質問にお答えいたします。今係長のほうからもアラートの人数のほうも報告させていただいておりますけれども、これ決して少ない数字とは考えておりませんので、我々としても引き続き時間外勤務の縮減に向けた取組を進めたいと考えています。委員御指摘のとおり、各担当ごとにはそれぞれ繁忙期ありますので、どうしてもこの月、この時期、集中して取り組まなければならないということで、アラートが出てしまう時期っていうのは、ある部署もありますけれども、その繁忙期を基準としてやっぱり人員配置っていうのは組織の規模として、バランスとしてどうかっていうところもありますので、その上で体制としてどういう形をつくれるかという意味ですけれども、取組としましては、繁忙期における職域研修取扱い要綱というものが実は町ではありますけれども、例えばイベントの準備ですかね、いろいろな取組に向けて集中的に人員が必要なような場合につきましては部局を超えて職員を、ある意味研修の位置づけでもありますので、広く業務を経験してもらうっていう意味ですね、そういった応援体制を取るような仕組みもありますので、またそれをですね、積極的に活用できるような視点も含めて、これから改めて検討してまいりたいと思います。

○長渕委員 以上です。

○高橋委員長 この件について、他にある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、26番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。答弁書にはスマホPC等との連携については、まだ着手をしていないということでありましたが、そもそもこの機能というのはどのようなDX化であるのか、職員向けの機能向上であるのかそれとも住民に対するものであるのか、連携をしてどのようなメリットがあるかについてまず伺いたいと思います。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務係長 総務課総務係長の川端です。江口委員の御質問にお答えいたします。昨年10月、ダイヤルインを導入した際に庁舎内の全ての電話機において、スマートフォンやPCなど、他の端末と連携ができるモバイル内蔵アダプターを実装しており、専用アプリを使用し連携ができる仕組みとなっております。他の端末との連携が可能になれば、庁舎内の電話番号への着信を直接他の端末で受信したり、個人の端末から庁舎内の電話番号での発信や庁舎内にかかってきた電話を内線番号で個人の端末に転送するということができます。ダイヤルイン導入の1年が経過し、導入前は1日平均200件前後の着信があったところ、導入後は1日100件前後となり、代表電話番号への着信件数が約半数に減少し一定の成果につながったと考えておりますが、他の端末への連携に際しては、設定費用や毎月のプロバイダー契約料が発生することから、十分に精査し調査研究したいと考えているところです。説明は以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。ということは、職員がデスクにいなくても受けたりできるというそういう操作性の部分だと思いますので、一律に庁舎内で導入というよりも、そのような外勤とか離席をした仕事が多い方とか、といったところから研究をしていくべきではないかなというふうに思いますが、今後、このことに関しては導入するというところはいつとは言えなくとも、するという意思があるということでは間違いないですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 はい。総務課長の吉田です。御質問にお答えいたします。端末での受信対応ですけれども、委員言われましたとおり、職員がスマートフォンなどの端末で利用できるということで、自席

になくても業務が対応可能だということになりますので、それも将来的にそういう環境を整えた
いということで提案させていただいてダイヤルインを入れたという状況にあります。先ほど言った
ようにダイヤルイン自体は一定の効果が出たと考えておりますので、次のステップへ向けてですね、
検証してまいりたいと考えておりますけれども、端末の内線化に必要な部署がどれだけあるのか、
導入によって効果がどういう形であらわれるのかとか、そういう分析、台数の分析ですとか、そ
れに伴う費用対効果についてもですね、しっかりと検証した上で、あわせてそういう端末化にな
りますと働き方とリンクさせた検討も必要かと思いますので、ここについてはしっかりと時間をか
けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問ありますか。はい。なければ28番、松野委員。

○松野委員 はい。9番、松野美哉子でございます。職員への研修のところを説明いただいたんす
けれども、これは研修区分による対象職員に対するものということは説明のところで理解いたしま
したが、その復命書について各部署の職員、他の職員たちに知らせるって言うか共有する必要はな
いのかというのが一つの質問です。それともう一つは、この説明の部署、内容では各新規採用とか
そういう決まった研修になっているんですけども、新たにその年度の中で、職員の中からこうい
う研修を受けたいとか個人的な何か申し出はないのか、またはそういう案内をしているのかとか、
そういうことをちょっと思ったんですけども、お願ひいたします。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの松野委員の質問にお答えいたします。まず、研
修復命書について現在共有していないとお答え申し上げたんですけども、それにつきましては平
成29年度までは復命書を職員内で共有を行っておりました。しかしながら、新たにですね、復命
書を作成することになる職員が、閲覧できる過去の復命書の枠組みに逆にとらわれる形になってしま
いまして、ある種画一的な復命書が出されるようになったという経緯がございまして、共有を取り
やめたという流れになってございます。委員のおっしゃるとおりですね、復命書を活用していくこと
によりまして研修を受けていない他部署の職員についても学びを共有するということは、一定
の効果が望めるとは思いますけれども、今しお申し上げた弊害の部分ですね、そのバランスもちょ
っと踏まえながら、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。次に職員の受講希望につ
きましては、提出差し上げました審査表で申し上げますと、昇格後研修と位置づけられる研修にお
きまして、北海道市町村職員研修センターが実施するおよそ50項目の研修メニューの中から、受
講資格を得た職員が自分の成長に資すると考えられる研修をですね、任意で受けることができる
という仕組みを採用してございますので、そういう意味では職員からの希望を受けて研修をしている
というふうに考えてございます。以上です。

○松野委員 はい。終わります。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、30番、
宗形委員。

○宗形委員 はい。10番、宗形一輝です。行政デジタル化推進事業ということで質問させていただ
きます。この予算のうち、他という部分で予算委員会の中で管理職に対して端末機器ですね、を購
入して活用するという説明を受けたという記憶しておりますけども、この購入実態について教えて
ください。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。ただいまの質問にお答え申し上げ

ます。こちらの実態につきましては、ネットワークの無線環境整備とともにですね、ノート型の端末を20台ほど実際に購入してございます。こちらにつきましては、管理職から優先的に設置し管理職会議などからペーパーレスを図っていく、いわゆるトップダウンといった形で全庁的に推進していくということも一つの方法として想定して準備してございました。その上で実際にはですね、今後の拡充、全庁的な拡充を踏まえまして、ペーパーレスに向けた効果的な検証を目指し、有効活用につながる可能性の高い部署、管理職問わずですね、可能性の高い部署からですね、優先的にまずは設置をさせていただいているというところでございます。具体的には各会議室とかですね、よく会議が多い部署ですとか、そういったところに無線で利用できる業務端末というのを設置させていただいているところでございます。また、端末の大きさについてでございますけども、今回15インチの端末を調達してございますが、検証を進めていく中で、やはり持ち運びしづらいというふうな御意見もいただきまして、令和7年度につきましては一回り小さい13インチのノート型の端末を調達してございます。そちらをバランスよく整備しながらですね、今後はデジタル技術を活用したペーパーレス化の推進ですか、職員の業務負担軽減及び効率化を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○高橋委員長 どうぞ。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。再質問させていただきます。20台購入ということで分かりました。これはまず部長職とかいって課長職にいくっていうようなイメージ、それとも必要な課があつたらそっちに重点的にいってしまうということでしょうか。また、あと足りない管理職ですね、何名くらいおられるのか教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。まず進め方につきましては管理職から配付するというふうな方法も一つの方法として検討していたんですけども、実際に進めている中でですね、管理職だけに限らず、管理職ではなくですね、先ほど申し上げました業務的に無線環境でノートパソコンを使える部署のほうが、部署の方に配付したほうが、まずは検証しやすいということが背景がございましたので、管理職につきましては今のところはですね、配付している実態はございません。あくまで係職、係長職に配付して検証していただいているというふうな状況でございます。また、管理職につきましては全体的に大体、当初今回購入した20台程度で賄える範囲というふうには想定してはございましたけども、先ほど来申し上げましたとおり、現在、実際の実証実験につきましては係、係長職で行っているというふうな状況でございます。以上でございます。

○宗形委員 はい、分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○平山委員 はい。5番、平山光生です。関連として質問させていただきます。行政デジタル化推進事業については、これまでの議会改革特別委員会のほうでもICT化について進めている関係で、機器の相性等もあることから何かともに進めていこうというような協議は行われていたんですが、現在の進捗状況というのはどれぐらいになっているのでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。主にペーパーレスの件で、はい、ともに進んでいけばというふうなお話だったかと思います。現在職場内で検証しておりますのは、無線環境の端末を配った上でですね、実際会議室で移動したりとかですね、そういった使い勝手を検証しているところでございます。おおむね好評的な評価をいただいているところで、今後

も広めていくとともに、あくまで役場職員の端末となりますので、議員の皆さんと同じ環境というのは想定はしづらいんですけれども、ただ端末を配付した上でペーパーレスで会議するということは、一定の効果を得ているというふうなところですので、今後についてはこれがどこまで議員の皆さんに広めていけるかということは協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○平山委員 分かりました。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問ありますか。はい、どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。参考までに伺いたいのですが、その購入した端末による資料の共有の仕方なんですが、都度ファイルを送信して個別に自己管理なのか、クラウドの共有なのか、それとも外部アプリのようなものなのか、そこら辺についてはどのような方法を取っていますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。現在職員が自席で業務している中で、既にクラウド上で業務端末というのを稼働させております。こちらについては、LANケーブルと有線でつないでいないと業務ができないという状況なんですけれども、その環境をそのままケーブルをつないでいなくても、庁舎内であればどこでも使えるというふうなことですので、特に何かアプリを使って共有していることではなく、普段使っている業務環境がどこの会議室でもできるというふうな環境になってございます。以上でございます。

○高橋委員長 どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。それはあくまでも職員のみ使用できる環境ということで、そこを議会との共有というのはなかなかシステムの共有は難しいということですね。

○高橋委員長 どうぞ。

○情報システム係長 総務課情報システム係長の大石と申します。そちらの共有の仕方について難しいという結論までは出しておりません。何らかの方法があろうということで、いろいろな方法について今調査検討を進めているところでございますので、今後、協議していっていければというふうに考えてございます。以上でございます。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、32番、宗形委員。

○宗形委員 10番、宗形一輝です。情報発信推進事業ということで答弁いただきました。先ほどの11番の江口委員の質問と同じようなことなんですけれども、先の総務の代表質問で行われた中にも、やっぱり情報が平成で止まっている、平成の段階でアップロードされたような古い情報がまだ載っていて、それってどうなんですかという質問がありましたけども、やっぱり庁舎内でホームページが更新されていないということは、先ほどの質問は町内の話でしたけれども、僕は町外からやっぱりホームページ1番最初に見ると思うんです。中標津に視察に来るとか、何か情報が欲しいなと思ったらまず中標津町のホームページを検索するとは思うんですけども、例えば移住してみたいなという思う方だとかそういう体験談とか、見たいと言うか話しですけれども、やっぱりそういうところを先に確認していくかなというふうに思うんです。なので、ホームページの更新がここ1年ちょっと大変、選挙があって大変だったというさっきの答弁でしたけども、実際に当決算委員会でも3年以上前から、この情報推進についてちゃんとチェックして更新するようにと言うような決算委員会での評価というかされましたけども、なので前からやっぱり情報はしっかり整備していくべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった町外からの情報を集めていただく

に当たって、やっぱり整備していく必要性があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。宗形委員の御質問にお答えいたします。委員御指摘のとおりでありまして、ホームページの在り方というところ、その重要性については改めて職員とも意識を共有しながら進めてまいりたいと考えております。その上でここ数年御指摘もいただいている中で、なかなか推進してこられなかつたというところではございますけれども、昨年の12月、年末の時点で、全序的には改めて各担当のほうでホームページの内容を確認してほしいということでの作業をしておりましたけれども、現状、ホームページ内ですね、約トップページから全部入れてですけれども2000ページ弱のページが存在しております。それを確認を進めながら、去年の末時点で全体の3%程度ぐらいだったかと思いますけれども、不要なページの削除ですかとか、いろいろな職員としてまずは取り組めるところを取り組んでもらうということで進めてきた経緯がございますけれども、なかなかもうちょっと踏み込んだ対応が滞っているということで、ちょっと反省しておりますので、改めてそこを意識を持ってですね、推進してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。以上です。

○宗形委員 以上です。

○高橋委員長 この件について他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○松村委員 15番、松村でございます。先ほどの11番、それからただいまの32番、答弁をお聞きいたしております。改善が十分に進んでいないという、そういう感触を受けます。それで改善が進まないのは、人手が足りないのか、それとも予算が不足なのか、この改善をしていく中の部局間のシステムに問題があるのか。どこに1番問題があるというふうに考えていらっしゃいますか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 総務部長の板橋でございます。代わって御答弁申し上げます。11番32番と厳しい御指摘を受けておりまして、答弁の内容のとおり作業が進んでいなくて反省すべきところなんですが、要因としては、当然このホームページの改修にかける人的な労力もございますし、そもそも今のうちのホームページが平成27年に今のホームページにリニューアルした以来、10年が経っているということでハード上の問題、もちろんいろいろその予算をかけなければ改善できるところはあると思われますので、人・物・金っていうところがやっぱりそこまで思い切った投入ができるいなかったというのが原因だと思っています。ただ、今言われましたとおり、やっぱりその町の公式ホームページというのは、やっぱり町の顔でございますし、何かその町のことを調べようと思ったらやっぱりホームページから入るっていうのは、これは間違いございませんので、今のホームページを何から着手して改良すればいいのか、そもそも10年前のシステムで改めようにも限界があるのか、その辺はしっかりとよその町の見ているとやっぱり見やすいホームページがやっぱりいろいろありますので、他町のホームページも参考にしながら、抜本的なものがやっぱり必要なのか、そもそもまだ今のホームページの仕組みの中でやりようがあるのか、その辺も含めてある程度人も予算もかけないといけないんだろうなというふうに思っているところであります。ただ前段、江口委員のほうからもありました、やっぱりその今の仕組みの中でも旬な情報がちゃんと旬なところに来ていなっていうところは、あそこはやっぱり職員の感覚って言うんですかね、ホームページに載っければいいっていう、やっぱりそういう感覚っていうのもあるというところも否めないんじゃないかなというふうに思っておりますので、職員に対する情報発信の感覚の在り方とシステムの在り方、予算のかけ方、労力のかけ方、そういうものを総合的考えて、なるべく早い段階でそのホームページ

のよりよい在り方というふうに追求していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければというふうに思います。

○高橋委員長 どうぞ。

○松村委員 はい。15番、松村でございます。ただいまの部長のお話、特に人手が足りないとか予算の部分とかについての思いはお聞きしました。いわゆるホームページを更新していく部分の議論についてはですね、私先ほど各部局の課長から総務課長にと言うお話を聞きましたけれども、基本的には各部局の町長に代われる責任者というのは部長でありますと、ホームページ上に問題があつた場合においては部長が腹をくくると言うですね、やっぱり思いが必要なんだろうと思います。その中で更新をレスポンスを早くして町民からのいろんな情報とか、様々なものができるだけ早くしつかり更新していくというための部局間のシステムという部分において、総務課長一人ではなくて各部局の部長にもその責任を自覚してもらって、対応していってもらうというふうに私はお話を聞いていて思いますけれども、御答弁をいただけますでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○総務部長 はい。御答弁申し上げます。先ほど人・物・金というふうに申し上げましたけれども、松村委員おっしゃるとおり、まだまだその組織の内部の中で、今のホームページの在り方はどうなんだろうかと、載せ方はどうなんだろうかというところはまだ内部で検証することは十分必要だと思っておりますので、やはり各部署の部長職が責任を持って、自分の部局の中に載っているそのホームページの載せ方、これが町民にとって見やすいものになっているかというところは改めて検証するようなことは、部長間連携を持って進めていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○松村委員 お願いいいたします。

○高橋委員長 この件について、他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ34番、江口委員。

○江口委員 11番、江口智子です。リカレント教育についての答弁によりますと、受講された皆さんから理事者に成果について報告をしたというふうにありました。実際にその提案をフィードバックを受けて、例えば令和7年度の事業に反映されたとか、そういった具体例があれば教えてください。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの江口委員の質問にお答えいたします。今回の研修における施策提案というのは、一連の研修により学んだ事項を一定の形へと整理し、またそれを発表して質疑応答する舞台を設けることで、職員の政策立案力や提案力の向上に資するということを主目的にして実施しております。実施した時期としましても、最終発表がですね、令和7年の2月に発表したということもございまして、現時点ですね、この提案された施策を令和7年度の施策に実際に反映されたという例はございません。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○江口委員 はい。11番、江口智子です。はい。理解をいたしました。内容を見ると特殊な部局に限ったものではなく、AIと未来とか、リーダーシップマネジメントといった、職員としての先ほどの政策立案能力という部分の伸ばすためのものであったと思いますので、こういったことを含めながら、会議の持ち方とか事業の立て方というところをさらに向上させていただければと思うんですが、実際にこれを受けられた職員の方々はそれぞれの自分の所属の部局においては、こういったことというのは積極的に活用されている様子は見受けられるんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○職員係長 職員係長の上田です。ただいまの江口委員の御質問にお答えいたします。今回の研修を受けた職員の対象者というのが基本的には3級職、係長職から一つ上の4級職に上がる前提に立っている職員でございますので、当然ながらそういういた施策の提案力とか、構築力というものは、今回学んでもいただいたものをですね、今後遺憾なく発揮していただきたいと思うんですけれども、この今現在、私のほうからどういったことをしていますかといったフォローアップと言うか、そういうしたことまではちょっと対応しておりませんので、今後その職員の学んでもらった知識をですね、生かしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○江口委員 以上です。

○高橋委員長 はい。この件について他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ、次35番、江口委員。

○江口委員 はい。11番、江口智子でございます。昨年実施しました総合防災訓練、この事業成果については、先達ての総務経済常任委員会で報告をいただいたところでありますが、こういった大がかりな訓練については、町民の中でも防災士の資格を取ったり防災意識を高めている方が、最近、私の周りでも見受けられますので、そういう方たちと成果や課題について広く共有を図っていくことが、町全体の防災力の底上げになっていくのではないかというふうな前提で、この総合防災訓練の結果を公表するという予定はないんでしょうか。

○高橋委員長 どうぞ。

○防災係長 総務課防災係長の大塚です。江口委員の御質問にお答えいたします。総合防災訓練の結果の公表についてですが、新聞報道の他、広報中標津の令和6年11月号に動画やあと写真等ですね、リンク先をですね、掲載してお知らせしているところでございます。また、委員からありましたとおり、先月の委員会での取りまとめの情報についてはですね、今のところ公表していなかったことからですね、今後ですね、検討して皆さんにお知らせするよう考えていきたいと思っております。御説明は以上となります。

○江口委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 はい。他に質問ある方はいらっしゃいますか。はい。なければ37番、武田委員。

○武田委員 はい。1番、武田開人です。地域活性化企業人派遣事業に対して、当初の質問でその事業の活動詳細及びKPI、これをどのように評価しているか説明を願いましたが、答弁書の中で特にKPIに関しては定量的な数値の評価が難しいこと、また活動詳細についても若干足りない部分があるのかなと思いまして質問させていただきますが、KPIで数量的、定量的な活動、実績の評価が難しいということになっていますが、その場合、令和10年1月31日までこの事業を継続した際の、その事業の成果とはどういったふうに判断するおつもりなのでしょうか。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。武田委員の御質問にお答えいたします。地域活性化企業人そのものにつきましては、まずは今回令和7年2月から着任していただきまして、最終的には最長3年間の活動をしていただくことになっております。もともと派遣していただいた企業からは若い世代、女性の都市部への流出ですか、地域の人手不足と産業の後継者問題、また地元消費の減少により地域経済の衰退という町の課題に向けて、ともに地域活性化に向けて取り組んでいく上で今回派遣していただいたものでございますので、KPI的な定量的な評価というよりは、町の施策の中、総合計画の中の評価指標とあわせて評価していくような形になると考えております。以上です。

○高橋委員長 はい、どうぞ。

○武田委員 評価指標の部分については町の総合計画として評価していくところは理解しました。あとは活動の詳細を把握しているのかという部分について、答弁書をいただいた中では具体的な例としては7月に開催された中標津ファンフェスでの活動というところしか具体性は見えなかったのですが、この令和7年の2月1日から令和7年3月31日までの活動をされたのか、具体的に把握されている部分を御説明お願いします。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。令和6年度、令和7年2月から3月31日までの活動の内容ということでございますが、こちら新たな官民連携事業となるまちづくり企業の設立に向けて、まずは地域とのつながりをつくること、こちらが円滑に企業設立における優先事項として地元企業や団体への訪問、こちらで交流を深めることを行っていただきました。具体的なところでいきますと商工会ですか観光協会、また建設業界、両農協など地域の主要団体、また地域の企業へ訪問しまして地域の課題やニーズ調査、ヒアリング等を行っております。地域の主要団体につきましては、町のほうでも同席の上、改めて協力をお願いしたところでございます。その後も特に商工会ですか地元事業者との関係構築に重点を置いてヒアリングを行っております。また、地域活性化企業人ですが、外部から突然来たものでございますから、地域に溶け込むのには時間ですか努力が必要だと考えておりましたので、そういう観点も含めまして地域行事やイベントへも参加していただいているところでございます。活動の把握ということでございますが、令和6年度の2か月間につきましては政策推進課内に席を置いていただきまして、日々の打合せ含めまして、一緒に行動した部分もあります。そういう中で活動の把握等をしていましたところでございます。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○武田委員 1番、武田開人です。それでは2月11から3月31日までの活動日数というのを、どのように把握されていますか。平日全て役場のほうへ登庁されての業務ということになるんですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 はい。政策推進課長の渡部です。基本的に政策推進課に席を置いておりましたので、通常の役場と同じような形、ただ登庁時間につきましては企業の社員という形なので、あちらの時間に合わせたような形で勤務していただいておりました。ただ、その後、いろいろと活動していく中で、直接訪問、企業訪問ですかそういう形の場合は連絡いただきながら直帰ですか、そういう形でやっていただいたところもあります。以上です。

○高橋委員長 どうぞ。

○武田委員 1番、武田開人です。事前にいたしました会計決算書の384ページの中で地域活性化企業人派遣事業について、財源内訳が一般財源で93万3000円、事業費が93万3000円となっておりますが、この地域活性化企業人の制度が総務省が出している資料がありまして、受け入れ期間中に要する経費のうち590万円を特別交付税で交付するという措置、また他にも受け入れ期間前に要する経費を100万円であったり、事業に対する経費が100万円であったり、措置する措置率0.5というような事業ありますが、こちらは一般財源から93万円を支出されたということで特別交付税は特に適用されていないということでおろしいですか。

○高橋委員長 どうぞ。

○政策推進課長 政策推進課長の渡部です。こちら93万3000円につきましては、特別交付税措置さ

れております。以上です。

○武田委員 分かりました。以上です。

○高橋委員長 他に質問のある方はいらっしゃいますか。はい。なければ次、38番です。38番は私は12番、高橋です。一般会計全般にかかることで旅費について質問させていただきます。今年の本州方面の宿泊費については大阪万博も影響しまして、関西方面でホテルの宿泊料が高騰しました。中標津町の旅費規定では道内の宿泊料は1泊9900円です。日当が2200円で合わせて1万2100円なんです。これの確かに3割増しが道外の出張になるんでしょうけど、到底泊まれるような金額ではないんです。1点目なんですが、質問の答弁書で条例第19条の差額支給を全体の2%ほど行っているとありますが、この件数は全体件数のうち何件になるのか、まずそこから教えてください。どうぞ。

○職員係長 総務課職員係長の上田です。ただいまの高橋委員長の御質問にお答えいたします。旅費を伴う出張全体の2%という値につきましては、全体件数304件のうち7件でございます。以上です。

○高橋委員長 はい。職員が自腹を切っているっていうことはまず調査のしようがないっていうのはよく分かりますのでしませんが、答弁書で今年4月1日改正の国家公務員等の旅費に関する規定を参考に検討を進めるっていうふうに書かれているんですが、ここで言う適切な旅費、町で言っている適切な旅費というのは、国家公務員と中標津町役場の職員の旅費を同額にすることっていうふうに考えていいんでしょうか。どうぞ。

○職員係長 職員係長の上田です。適切な旅費執行の在り方について検討を進めてまいりたいと御答弁申し上げたところでございますけれども、基本的には委員長おっしゃるとおり、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法に倣いまして、国家公務員と同程度にすることを想定しております。以上です。

○高橋委員長 すみません。12番、高橋です。国家公務員と同額にはならないんですか。どうぞ。

○職員係長 御答弁申し上げます。旅費法でとらえられる部分のですね、旅費というものにはいろんな種類のものがございまして、宿泊費ですとか新しく創設されました宿泊手当ですとか、あるいは従来からありました鉄道賃など、いろんな観点がありますけれども、その全てについて完全に同額というところまで達成できるかというものの自体は今検討しておりますので、同程度というような表現にさせていただいております。以上です。

○高橋委員長 12番、高橋です。国家公務員の旅費と道職員の旅費と市職員の旅費と、町村職員の旅費が大幅に差がついているっていう実態がやっぱりあると思うんです。ただ、出張した場合、泊まる宿だとか条件はみんな一緒ですよね。別に国家公務員がスイートルームに泊まるわけではないっていうのはよく分かっている話なので、この辺に差をつけるっていうのはどうも理解できないんですが、どうしてもその辺は市町村職員、道職員、国家公務員っていうのは差をつけるべきだというふうに考えているんでしょうか。どうぞ。

○総務課長 総務課長の吉田です。委員長の御質問にお答えいたします。国家公務員と差を必ずつけなければならないということではなくて、各自治体の条例に基づいて自治体の判断というところが基本でございますけれども、まずはこれまでいろいろな部分で国家公務員の基準というのは、それに準拠した形でうちの町も対応してきたところでありますので、まずそこを前提としてこの地域に適した形になるのかということはしっかりと分析して検討してまいりたいと考えております。また、地域性という意味でいきますと、管内他町も同じような状況でありますので、うちの町だけそのバランスを欠くということも適さないと思いますので、そういういった情報も踏まえながら、しっかりと

整理してまいりたいと考えております。以上です。